

兵庫県環境の保全と創造に関する条例における敷地の緑化基準一覧表(姫路市適用)

* 118条の2では、建築物の緑化基準があります。(118条と118条の2共に届出が必要な場合あり)←

敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上は工場立地法の適用(* 条例118条の2建築物の緑化は対象)

区分		基準									
建物の種類		敷地の規模	新設		改築又は増築		敷地面積の増加		既設		
			118条 (県下全域)	118条の2 (市街化区域)	118条 (県下全域)	118条の2 (市街化区域)	118条 (県下全域)	118条の2 (市街化区域)	118条 (県下全域)	118条の2 (市街化区域)	
規則42条第3項に規定する工場等	① 工場立地法2条3項に規定する製造業等に係る工場等※工場立地法適用の特定工場除く EX:製造業、電気・ガス・熱供給業 ※水力・地熱・太陽光発電を除く	特定工場等	敷地面積の20%以上 [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	基準なし	基準なし	基準なし	増加面積の20%以上<1> [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	基準なし	空地面積の20%以上 [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	基準なし	
		特定工場等以外の工場等	5,000㎡未満 1,000㎡以上	敷地面積の20%以上 [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	空地面積の50%以上<3> [準工25%以上 工・工専12.5%]	基準なし	空地面積の50%以上<3> [準工25%以上 工・工専12.5%]	増加面積の20%以上 [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	基準なし	空地面積の20%以上 [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	空地面積の20%以上 [準工10%以上 工業・工専5%]
	② ①以外の業種で、協定締結する工場等 EX:産廃処理施設、事業所	特定工場等	5,000㎡以上	敷地面積の20%以上 [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	基準なし	基準なし	基準なし	増加面積の20%以上<1> [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	基準なし	空地面積の20%以上 [準工10%以上 工業・工専5% 調整区域5%]	基準なし
		特定工場等以外の工場等	5,000㎡未満 1,000㎡以上	敷地面積の20%以上	空地面積の50%以上<3>	基準なし	空地面積の50%以上<3>	増加した敷地面積の20%以上	基準なし	空地面積の20%以上	空地面積の20%以上
③	規則42条第3項に規定する工場等以外の工場等(規則42条・別表16)住宅、特定工場等及び特定工場を除く建築物(規則42条の2・別表17)	1,000㎡以上	空地面積の50%以上<2>	空地面積の50%以上<3>	基準なし	空地面積の50%以上<3>	増加した敷地面積に係る空地面積の50%以上<2>	基準なし	空地面積の20%以上<2>	空地面積の20%以上	
④	住宅 戸建て住宅・長屋建て住宅・ 寄宿舎・共同住宅・下宿で 建築確認申請するもの	1,000㎡以上	基準なし	空地面積の30%以上<3>	基準なし	空地面積の30%以上<3>	基準なし	基準なし	基準なし	空地面積の10%以上	

※ 工場等:工場、事業所等事業を行う場所をいう(条例第4条)

空地面積:敷地面積から当該敷地面積に建ぺい率を乗じて得た面積を控除した面積をいう

準工:準工業地域内のもの 工業・工専:工業地域及び工業専用地域内のもの

<1>敷地面積の増加が300㎡を超えるものに限り届出が必要

<2>空地面積が300㎡以上のものに限り緑化が必要

<3>新築・改築・増築に係る建築面積が1000㎡以上のものに限り届出が必要

■ 届出義務があるもの

118条 平成7年7月18日施行

118条の2 平成18年10月1日施行

準工・工業・工専地域の緩和 平成25年4月1日～

市街化調整区域の緩和 平成26年4月1日～